

＜都立高等学校・都立中等教育学校（後期課程） 保護者の皆様へ＞

就学奨励事業のお知らせ

次の内容は令和7年4月1日現在のものです。今後、国の制度改正等により、支給経費及び支給限度額などに変更が生じる場合があります。

東京都教育委員会

就学奨励事業とは

就学奨励事業は、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童及び生徒並びに医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第2条2項に該当する生徒が都立小学校、都立中学校、都立高等学校及び都立中等教育学校に就学するために保護者等が負担する経費の一部を、保護者の負担能力の程度に応じて支給するものです。保護者負担を軽減することにより、教育の機会均等を実現することを目的としています。

高等学校等においては以下の場合に経費の支給を受けることができます。

学校教育法施行令第22条の3		障害の程度を証明するもの
区分	障害の程度	
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	身体障害者手帳の写し（身体障害者手帳の写しを提出できない場合は、医師診察記録）

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第2条2項		医療的ケア児であることを証明するもの
区分	定義	
医療的ケア児	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（十八歳未満の者及び十八歳以上の者であつて高等学校、中等教育学校の後期課程に在籍するもの）	医師診察記録又は診断書（症状等が具体的にわかるもの）

備考

一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

次の経費が支給されます

教科用図書購入費

※ 高等学校等に就学する視覚障害のある生徒で、教科用図書に代えて、文字、図形等を拡大して検定教科用図書等を複製した図書又は点字により検定教科用図書等を複製した図書を使用する場合のみ対象となります。

※ 生活保護法等に基づき既に支給を受けている経費は、本事業による支給の対象外となります。

通学費（医療的ケア児タクシー送迎費）

※ 医療的ケア児の生徒の心身の発達段階、障害の状態・特性等、通学の安全性等の実情を考慮した上で、通学の経路・方法として認められる場合、福祉タクシー等での通学に要する経費が本事業の対象となります。

申請を行う場合に必要な書類

＜手順1＞

申請を行う方へは書類をお渡ししますので、早めに学校の経営企画室にお申し出ください。提出期日までに必要事項を記入し、在籍する学校の経営企画室に御提出いただきます。

①申請書

②障害の程度又は医療的ケア児であることを証明するもの

※②は、左の表に指定するものが必要となります。

【提出期日】 令和7年5月7日まで

【目的】 障害の程度が学校教育法施行令第22条の3又は医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第2条2項に該当することを確認するため

【その他】 後日、学校から保護者の方へ通知をお渡しし、確認の結果をお知らせします。なお、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3又は医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第2条2項に該当することを確認するため、生徒及び保護者の方に、東京都教育委員会及び学校職員との面談をお願いする場合があります。

＜手順2＞

所定の申請書等を在籍する学校の経営企画室に提出します。

【対象】 上記＜手順1＞【その他】により、追加書類の提出依頼を受けた方

【提出期日】 学校が別途指定する日まで

【目的】 支弁区分の認定審査のため

※ 申請書等の詳細については、別途お知らせします。